

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法等及び小松市国民健康保険税条例等の規定に基づき、国民健康保険税を賦課する。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合算額で、それぞれ所得割、均等割、平等割の3項目の合計額により年間の税額を決定する。 年度の途中で異動があった場合は、加入された月数分に税額を変更する。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 被保険者の加入期間及び所得の確認、特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(国民健康保険税賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 林 政憲	税務課長 佐々木 健一	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 佐々木 健一	課長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成30年10月5日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月5日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I -4.-②法上上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	I -5.-①部署	行政管理部 税務課、予防先進部 医療保険サポートセンター	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I -6.-①所属長の役職名	課長	市民サービス課長	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I -5.-①部署	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター	行政管理部 医療保険課	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I -6.-①所属長の役職名	市民サービス課長	医療保険課長	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I 関連情報-8特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ	総合政策部 ICT改革課	総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年2月13日 時点	事後	
令和6年3月8日	I -1.-③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー	国民健康保険事務処理標準システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー	事後	
令和6年8月21日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月13日 時点	令和6年8月21日 時点	事後	重要な変更項目でないため